

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和3年度 第1回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和3年7月9日（金） 午後2時～午後4時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 1A会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 土井一史 委員（公認会計士）	
	企業団職員	奥野副企業長、谷口事務局長、西畠総務課長、奈良谷工務課長、 竹内洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中畑管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和2年10月1日から令和3年3月31日まで	
議 事 概 要		1 開会あいさつ（委員長） 2 議題 （1）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和2年度下半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （2）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した8案件について、審議を実施 （3）次回抽出委員の選出 3 閉会あいさつ（委員長）	
抽 出 件 数		総件数 8 件	（備考）
制限付き一般競争入札		1 件	
指名競争入札		5 件	
随 意 契 約		2 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		1 運用状況報告	
		・ 1者応札による入札不調は、以前は他の発注者にも見られたが、最近は応札者が少なくなった関係で、1者応札を不調とする と再度入札が成立しないことが増えてきている。 企業団も指名業者数が多くはないため、現状のままでは不調後に不成立となる可能性が高いと思われるが、1者応札の見直し等についてどうお考えか。	・ 当企業団では、これまで対面のみの入札としていたため、応札者が1者の場合は、競争性なしとして入札不調としていたが、昨年度に導入した電子入札では既に制限付き一般競争入札で1者応札を認めている。 現在は、対面も活用しながらの過渡期となるが、今後、電子入札のみでの執行が可能となれば、1者応札での競争性確保も可能と考えている。
		2 抽出事案の審議	
		【抽出事案①】国道28号線久留麻地区水道管布設替工事（抽出事案説明書）	
		・ 入札方法で直接入札と電子入札をどのように区分しているか。	・ 淡路島内の事業者のみを参加対象とする工事案件のうち、制限付き一般競争入札または指名競争入札で執行される案件を電子入札の対象とし、その他の案件は直接入札としている。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	- 最低制限価格は、どのように算定しているか。 - A社が失格となった理由は何か。 - 業者の辞退理由は、何が考えられるか。一般論でも構わない。	- 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の最低制限価格算出方式、いわゆる中央公契連モデルを採用している。 - 入札額が最低制限価格を下回ったために失格となった。 - 制限付き一般競争入札では、積算した結果金額が合わないため辞退をするケースが多いが、指名競争入札では、企業団が履行の可否を推察して業者指名するため、得意分野ではないという理由で辞退をする業者もいる。
	【抽出事案②】 湊・松帆古津路配水管撤去工事 （抽出事案説明書）	
	- 選定業者数を5者とした理由は何か。 5者指名中3者応札し、予定価格を下回ったのは1者だけとのことだが、積算が難しかったのか。	- 入札・契約事務取扱要領において、予定価格が2,000万円未満の案件は、指名業者数が5者と定められているためである。 ただし、履行の確保が困難な場合や競争性を高める等の場合は、審査会の判断により5者以上指名することもある。 - 施工に際しては台船上での作業が必要となるが、淡路島内では台船を持っている業者が限られているため、借上げ等で金額が高くなり、設計額に近い額になったものと考えている。
	【抽出事案③】 長見山浄水場外ろ材分析業務委託 （抽出事案説明書）	
	- 名簿登録業者が7者のみとのことだが、当該業務は特殊なものか。 - 落札業者以外の入札価格も、予定価格を大幅に下回っており、予定価格と入札価格に大きく差が生じた理由は何か。	- 業務内容に相応の特殊性はあるものの、指名業者を入札参加資格者名簿登載業者より選定するルール上、当該名簿への登録数が少ないことが要因であり、一概に少数＝特殊とは言えない。 - 本案件の設計では、単位当たりの分析費用について、3者から参考見積を徴取し、予定価格を決定したが、見積依頼数が少なく市場価格を適正に把握できていなかったため金額に大きな開きが生じたと考える。 今後は、見積依頼業者を増やし、精度を高めていきたい。
	【抽出事案④】 事務用パソコン及びソフトウェア購入 （抽出事案説明書）	
	多忙のため業者から入札を辞退したわけではなく、多忙を理由に発注者側から指名しなかったのはなぜか。	当該業者は、本案件の1ヶ月前に実施した同種業務の指名競争入札において、向こう2ヶ月程度多忙であることを理由に入札を辞退しているため、手持業務の状況から履行能力を欠くと判断し、指名はしていない。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	- 購入パソコンは、どのメーカーでも普通に扱える仕様の製品なのか。 - 応札価格に差がある理由は何か。	- 事務用パソコンとしての使用を想定しており、今回購入するパソコンは、いわゆる汎用品となる。 - 調達するのが得意な業者もあれば、定価近くでしか卸すことができない業者もあり、それに加えてネットワーク設定の必要があるため、差が生じたと考える。
	【抽出事案⑤】水道用薬品購入 ※粉末活性炭 （抽出事案説明書）	
	- 応札価格にかなり差があるが、このような事態はよく起こり得るのか。 - 前回は辞退が多かったが、前回の状況を踏まえて、今回の指名入札の結果をどのように評価しているか。 - 随意契約から指名競争入札に変更した理由は何か。 - 審査会の意見で調達方法が変わっているが、前回の監視委員会で審議を行った案件より積極的に意見が出ているのはメンバーが変わったからか。	- 事業者の調達価格によるところが大きいですが、それに加え、辞退理由（水道薬品製造業者は1地域で1者にしか薬品を卸せないため確保が困難）にもあるように業界の慣習も影響していると推察する。 - 前回は7者中2者の応札、今回は県内全業者を指名した結果9者中4者の応札となり、応札率の向上につながった。 しかし、物品案件としては依然低い応札率のため、今後は指名範囲を広げ、価格競争が働くかを検証する必要があると考えている。 - 会計年度独立の原則から、年度開始前の入札行為はできないとの考えにより随意契約としていたが、他団体の取扱いを調査した結果、単価契約は納入する物品の代表単価だけを決定するもので、予算執行は都度都度の請求時となるため会計年度独立の原則に該当しないとして、年度末に入札を実施している団体が多数あることから、より透明性の高い手続きに方向転換。 - メンバーの入替えによるものではなく、入札の透明性を高める取り組みを進めてきた結果、審査会でも過去と比べて積極的に意見が出るようになり、記録の取り方についてもより詳細に記録するようになったためと考えている。
	【抽出事案⑥】曲田山浄水場支障木伐採及び調整池土砂撤去工事 （抽出事案説明書）	
	- 入札不落となった前回の入札において、B社が資格となった理由は何か。 - 前回と今回で指名業者は違うのか。	- 入札額が最低制限価格を下回ったために失格となった。 - 前回指名の5者は全て入れ替わっている。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	【抽出事案⑦】 下水道関連水道移設補償工事（市・榎列 16 号）（ 抽出事案説明書 ）	
	・ 予定価格と契約額に殆ど差がないが、類似の工事を当該業者が担当した等、予定価格が推測し易い事情があるのか。 ・ 随意契約の理由が市発注工事の請負業者であるということだが、当該業者以外の業者が請け負ったことがあるのか。なければ当該業者しか請負えない理由があるのか。 ・ 業者は、下水道工事の設計段階で上水道も関係すると分かると思うが、企業団が市に委託して工事を行ってもらえないのか。	・ 本件は、市発注の工事請負業者との特命随契となるため、見積合せにより契約額を決定している。 見積合わせは、複数回の価格提示を経て、提示額が予定価格を下回った時点で契約となるため、予定価格と契約額に大きな開きが生じることはありません。 ・ 市発注の工事は、当該業者しか施工できない工事ではないが、市の入札により最も有利な条件で落札した請負業者である。 企業団が、市発注工事の請負業者と特命随契を行う理由は、工事場所と施工箇所が同じであることから異なる業者が同一現場で工事を進める場合、工程調整等に期間を有するほか、市民生活で利用されている道路の通行規制の短縮、掘削等の一部作業が下水道工事と共有化することで、経費的に削減につながり、総合的な現場管理や事務処理などの連絡調整が合理的に行われること。また責任の所在が明確になることから円滑かつ適切な施工の確保に繋がるものと判断したためである。 ・ 合併入札にできないかをかつて考えたことがあるようですが、実施主体が異なること、設計の根拠が異なることから同一設計はできない。また、企業団は、下水道事業の支障物件となっている水道管を移設するよう依頼を受けている立場で、補償費を下水道事業からもらっていることから下水道主体の工事であることや財源となる補助金の関係等もあり、別々で発注せざるを得ない状況となっている。
	【抽出事案⑧】 楠本浄水場オゾン設備保守点検業務委託（ 抽出事案説明書 ）	
	・ 予定価格と契約額が同一であるが、当該業者は過去に同一の業務をしたことがあるのか。	・ 当該設備は、受注者が設計・製作した設備で、保守点検業務も受注者でなければ履行できないため、設置当初より随意契約を締結している。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特に無し	